



Title	曾野和明教授の経歴と業績
Author(s)	木下, 毅; KINOSHITA, Tsuyoshi
Citation	北大法学論集, 47(6), 281-313
Issue Date	1997-04-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15711
Type	other
File Information	47(6)_p281-313.pdf



曾野和明先生の経歴と業績

木下 毅

はじめに―経歴

曾野和明先生は、一九九七年三月末日をもって北海道大学法学部を定年で退官される。

曾野先生が北海道大学に赴任されたのは、一九七三（昭和四八）年十月のことであった。爾来ほぼ四半世紀にわたり、以下に述べる国連機関への派遣期間を除き、北大法学部において「比較法第一部」（英米法）、特殊講義「国際経済社会と法」および「演習」（言論の自由と米国憲法、比較契約法、国際契約法）を担当され、大学院法学研究科においても、「国際取引法演習」（「国際取引法総論」および「国際企業法・国際金融法」）を通じて、主として国際的次元での取引に関する法のあるべき姿を

学生と共に探究されてこられた。

本学に赴任される前には、一九七〇（昭和四五）年三月から一九七三（昭和四八）年九月までの三年間、国際連合に法務部法務官として勤務され、本学に赴任後の一九七〇年代後半は、AALCC（アジア・アフリカ法律諮問委員会）のラポルトウールとして、アジア・アフリカ諸国に共通の問題を国連での立法作業に反映させるために努力され、クアラルンプールおよびカイロに域内仲裁センターの設立を促進し、仲裁センターの規則を起草したほか、マレーシアの国内法整備として Arbitration (Amendment) Act 1980 の起草にも協力され、また国連国際通商法委員会や国連売買条約採択外交会議への日本政府代表を務められたという実績を持っておられる。

そして、一九八〇（昭和五五）年十月には、国際連合の国際商取引法委員会事務局長および法務局国際取引法部長に任命され、一九八五（昭和六〇）年九月までの五年間、統一条約の起草等の指揮統括をされて、同委員会の名声を高められることになる（具体的成果は、国連刊行の UNCITRAL YEARBOOK vols. 12-16 (1981-85) に収められている）。その後も一九九一年には、国連国際商取引法委員会年次総会に日本代表として出席され、議長として「国際振込に関する UNCITRAL モデル法」の起草に関与するとともに、翌九二年に国連国際商取引法委員会設立二五周年を記念して行われた「二一世紀の統一商取引法」をテーマとする CONGRESS において、その最終日に「The Changing Role of UNCITRAL」と題して将来を見通す総括講演を行われた。

さらに、一九九〇（平成二二）年十月から一九九三（平成五）年九月までの三年間、国際通貨基金（IMF）に法律総顧問補として本学より再度派遣され、ソ連邦崩壊後の世界秩序の激変に応じて多彩化する IMF の活動の内容と IMF 協定との法的整合性を検討しつつ、政策問題一般を幅広く担当された（「国際通貨基金の一隅でみる世界」（海外リポート）北大時報四六七号十五頁以下参照）。

このように先生は、活躍の場が大学および国際機関の両面に跨がっていたという点で、わが国ではきわめてユニークな教育者・研究者であり、また実務家でもあった、といえよう。ここで付記しておきたいことは、先生は、ワシントン大学ロー・スクールにおいて三年間のプロフェッションナル・トレーニングを経て Juris Doctor (J. D.) の学位を取得されていることである。日本人が、アメリカのロー・スクールでアメリカ人と互角に競争して J. D. の学位をとられたのは、少なくとも学界においては、先生以外にその例を知らない。このような背景を反映して、先生の研究業績は、理論だけが一人歩きするような抽象的なものは少なく、比較法的素養に加え、実務の経験を踏まえた手堅いものが多い。その領域の幅は広いが、以下にその内容について、とりあえず「商事法・国際取引法」および「比較法・英米法」の二つの分野に分けて概観することにした。

研究業績―その一「商事法・国際取引法」

一九六〇年に発表された「線引小切手取立銀行の法的地位」は、商事法・国際取引法および比較法・英米法の両分野に跨がる処女論文として位置づけることができるであろう。この論文

は、練引小切手制度が、偽造裏書が介在した場合に善意取得ないし善意支払を認めない英米法の伝統的流通証券法理論の下で、銀行を保護する役割を担ってイギリスで生まれ、それがさらに善意取得を認める大陸法系の小切手法にも導入され、悪意者トレースという異なった役割を与えられてきたことを論じ、かかる沿革を踏まえた上で、小切手喪失者と取立銀行の利害対立を調整する新たな解釈論を展開したものである。翌一九六一年には、早くも「商法改正の動向と基本問題」（共著）を公にし、その第一章において「商法改正の立法論的展開」（三〇〇頁余）を執筆しておられる。それは、戦後の経済民主化の線に沿った昭和25年株式会社法大改正に対する行き過ぎ是正の議論が提起された後の学界および実務界における改正論議と問題意識の変遷を分析し、将来の改正の方向を論じたものとして学界の注目を引いた。

銀行界の意向を反映してアメリカ統一商事法典第五編「信用状」を採択しなかったニュー・ヨーク州の決定に対し、その採択が信用状取引の融通性を維持しつつ、法的安定性を与える旨論じた「Why not Uniform Commercial Code Article 5? : Some Aspects of Fundamental Principles of Letter of Credit (1963)」、貿易を金融面から支える銀行信用状について日米の法の比較を

試みた日米共同研究論文、K. Izawa, K. Sono & W. Shattuck, *Letters of Credit in Japanese-United States Trade*, 38 Wash. L. Rev. 167-222 (1963)「これらの成果を踏まえて、日米貿易における信用状取引の法律関係を法系を異にするアメリカと対比させながら、日本法的視座から分析し紹介した論文「日米信用状取引の実際と法理論」（一九六三）、信用状上の譲渡禁止の法的意味に関し、受益者の権利の譲渡と地位の譲渡が峻別されるべきことを論じ、その立場からアメリカの統一商事法典、国際商業会議所の信用状統一規則等の解釈論を展開した「信用状の譲渡—アメリカ統一商事法典§5-116の規定を中心として」（一九六四）といった一連の論文は、「信用状」をめぐる国際取引法および英米法に関する新たな分野を開拓した論文として評価されている。小切手の資金に関する銀行との契約に関する判例を分析し、特約によりいかなる種類の紛争の発生を予防できるかを論じた「小切手契約」（一九六九）も、処女論文の商事法的系譜に連なる論文といえよう。

国際取引法の分野では、製造物責任の問題は製造国対消費国の経済的対立の枠組で捉えるべきでなく、世界の社会・経済的發展の方向についての総合的判断の上に統一的処理による解決が可能であることを論じた「製造物責任に関する国際的統一法

作成の可能性について」(一九七五)、統一法採択会議における手続が統一性の内容を固める上でいかに重要な働きをするかを具体例を挙げて検証した論文「私法統一における国際的立法過程分析の必要性―UNCITRAL時効条約の場合を中心として―」(一九七六)および一九七四年の国連外交会議で採択された・大陸法系と英米法系のアプローチの対立を止揚した国際社会の共通ルール確立を目指す時効条約の公式注釈 *Commentary on the Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods (1978)* (同条約採択外交会議の特別コンサルタントとして、国連事務局の委嘱を受けて執筆) などが、インフォーマティヴな論文として注目に値する。

これらの論文および実務を基礎として、一九七八(昭和五三)年、『多国籍企業問題入門』が刊行されるに至る。本書は、その副題「既存社会科学秩序への挑戦」が示唆するように、資本移動の自由を伴うグローバルな企業活動が貿易を中心とした伝統的な国際秩序に与えるインパクトを、経済活動に関する諸分野および国際通貨金融体制の現状に照らして分析し、社会科学においていかなる対応がなされるべきかを論じた・きわめてポレミッシュな論著であり、学界に対して強烈なインパクトを与えるに至った。国際法のみならず私法秩序に迫っている変革

の内容を検討し、法律学における中立不能を論じた翌七九年の「新国際経済秩序と法律学」も、これを補完する好論文といえるよう。

国際経済活動に対する各国の規制管轄の範囲との関係において主権概念の機能的限界を論じた *Sovereignty: This Strange Thing — Its Impact on Global Economic Order*, 9 Ga. J. Int'l & Comp. L. 549-57 (1979)、『日本の破産および会社更生手続における担保権者の地位を比較法的に理論と実務の両面から論じた M. Hiscock & K. Sono, *Security Interests and Insolvency in Japan*, 44 *Rabels Zeitschrift* 757-83 (1980)、『変動為替相場制への移行と金の失権という国際通貨体制の変化の下で、種々の国際的取決における金銭的価値の表示につきいかなる対応が可能であるかを、SDRやECU条項の活用を含めて検討した論文「国際通貨制度の変化と対価の表示―国際的取決における新たな問題点―」(一九八〇)、一九八二(昭和五七)年に刊行された『国際取引法講義―国境を超える取引の法的構造』(共著)の第二章「国際的売買」(売買の国際性から生ずる問題の特徴に焦点をあてながら、ウイーン統一売買法の構成に従って売買契約当事者の権利・義務関係を解説)、半世紀に及ぶ国際的私法統一作業から生まれた国連売買条約が、法系の違いを超えて

世界的規模で発効する状況にあり、同条約が今後広く国際契約法の原則を示すことになる蓋然性が高いことを論じた。「ウィーン統一売買法(一九八〇年国連条約)発効への動き」(一九八三)、国際的紛争解決手段としての仲裁の振興をもたらした国連国際商取引法委員会の活動と今後の作業計画を分析し、仲裁が今後の国際取引法の発展の方向に及ぼす影響について論じた。「国際商事仲裁の将来と UNCITRAL」(一九八三)、条約というハード・ローとしての国際的なルール起草が必ずしも適切でなかった現状を分析し、ソフト・ローという新しい手法がより適切な場合もありうることを論じた。「変容した国際社会と条約至上主義への疑問—新モデルを求める UNCITRAL」(国際法外交雑誌八四巻一頁、一九八六) および A Query into the Supremacy of the Traditional Treaty Approach, 28 Japanese Ann. Int'l L. 47 (1985)。⁷若手研究者対象のセミナーでヨーロッパ九カ国13名の学者とともに行った特別講義「The Vienna Sales Convention: History and Perspective」(第一章) および Formation of International Contracts under the Vienna Convention — A Shift above the Comparative Law (第4章) を収めた International Sale of Goods (1986)。⁸「国際売買契約に関する国連条約」の起草や採択に関与した17カ国の学者と共に共同執筆した同条約

の逐条注釈 Commentary on the International Sales Law — The 1980 Vienna Sales Convention (1987)。⁹グローバルな資金移動や直接投資の自由の実践が世界の経済秩序に与える影響を分析し、国際法、国際私法、国際取引法、国際的紛争解決方法、国際通貨金融の諸分野でいかなる対応がなされるべきかを論じた。「相互浸透の時代における『国際』秩序の衰退—Lex Mercatoriaの出現の必然性も含め—」(北大法学論集三九巻四八一頁、一九八九)などは、幅広い視角から法のあるべき姿を求めようとす研究者としての姿勢を如実に示している。特に最後の論文は、一三世紀から一八世紀までヨーロッパ大陸に存在した *Lus Commune* の時代の再来を髣髴させるものがある。

さらに、一九九三(平成五)年に刊行された大著『国際売買法』(現代法律学全集(山手正史との共著)では、半世紀に及ぶ国際的法統一作業の結実である国連売買条約の内容が、そこに含まれる国際取引における契約法上の基本問題との対比において吟味され、グローバルな次元での今後の国際取引法の方が追究されている。

その他、これまでの国連での実務的経験を踏まえた考察として、議題の選定、起草作業等において国連の事務局が国連での意思決定に関わるのか、条約採択外交会議での議事手続

規則の活用による攻防が実体的決定に影響する可能性等を具体的に描いて、国内での緻密な意思決定プロセスとは異なった国連での意思決定の一側面を紹介する「国連機関における意思決定―UNCITRALの場合を中心として―」（一九九五）、国連が国際取引に適用のある各国の法や実務を統一する作業に関与することになった経緯、その政治的機関性からの影響、国連における法統一作業の独自性等を分析して、国連国際商取引法委員会がこの分野で指導的地位を確立するに至ったプロセスを眺め、国連が今後の世界の新しい秩序確立へ向けて果たしうる役割を展望した「私法統一における国際連合の役割」（国際法外交雑誌九四巻・特集「国際連合の五〇年」所収）（一九九六）などの論文が、注目される。

他方、コンピュータ・ネットワーク取引の発展によって発生する国際的な法的問題への対応方法を論じた「コンピュータのもたらす法的問題と国際的対応」（一九八七）、コンピュータの発達が国際的資金移動や金融一般に与えるインパクトを分析し、それへの国際的対応の現状と今後の姿を論じた「UNCITRALによるEコマース・リーガル・ガイド作成の国際的背景と今後の予測」（一九八七）、民間の国際的電子的資金移動が信用の創出機能の色彩を強め、各国中央銀行のウエイトを減少させつつある現

状を分析し、変動為替相場制の下でのグローバルな金融活動が国際通貨体制に迫っている変革を論じた「EFT」の進展が顕在化させる国際通貨体制の矛盾―古い貿易中心時代の発想による対応はいままでも続くのか―」（一九八七）、電子的資金移動の発達への対応の必要性を契機として、「国連国際商取引法委員会が採択したモデル法」を取り上げた一九九二年の「金融法学会」のシンポジウム報告「国際振込に関するモデル法の採択に至った経緯とその意義」（一九九三）、伝統的な支払概念を電子振替にあてはめることが果たして妥当かを問うたElectronic Funds Transfer Blurs the Meaning of Money (1995)、「グローバルなEDIの発展への法的対応―オープンEDIへの変化を意味するもの」（一九九六）、コンピュータを利用したリーガル・エキスパート・システム構築にあたり、法的論理のいわゆる説得を中心とした有機的側面と論理的意味論に象徴される無機的側面を峻別し、両側面の存在を意識することが実定法の理解を深めうるとする「国連売買条約における演繹基盤の弾力性―論理と説得の葛藤」（科研重点領域研究・平成7年度研究成果報告書「法律エキスパートシステムの開発研究」所収）（一九九六）、コンピュータの発達と結びついた変動為替相場制の下で、各国の法定通貨の意味や中央銀行の役割が後退している動向を分析

し、通貨が投機対象的なものと化している現実を回避し、健全な国際通貨体制を再確立するためには、学問の分業態勢を越えた協力が必要となりつつある現状を指摘した『The Changing Role of Currency-Toward a Catastrophe or a New System?』38 Japanese Ann. Int'l L. 83 (1996) など、コンピュータに関連した論稿にも、国際通貨体制の今後のあり方への提言なども含め、時代の最先端を行く論文として注目するものがある。

研究業績―その二「比較法・英米法」

曾野先生の業績の第二の分野は、比較法・英米法に関する領域である。社会生活における一定の不実表示は、不法行為責任をもたらずが、不実表示を単に不法行為責任の問題にとどまらず、英米の *estoppel* や無過失責任的な *warranty* の理論等と総合することにより、契約法と不法行為法の両者にまたがる不実表示法が確立できないかとの見地から、悪意の不実表示のみを対象とする日本民法九六条等の問題点を考察した「不実表示と不法行為責任」(一九六三)と題する比較的初期の論文は、示唆に富む。K. Izawa, K. Sono & W. Shattuck, Letter of Credit in Japanese-United States Trade, 38 Wash. L. Rev. 167-222

(1963)、取引金融を支える担保物権法について日米の対比を試みた K. Sono & W. Shattuck, Personal Property as Collateral in Japan and the United States, 39 Wash. L. Rev. 570-647 (1964) とした一連の日米比較共同研究が、これに続く。ワシントン大学ロー・スクールに開設された日本法コースの教材として Dan Henderson 教授と共に編纂した教材 Introduction to Japanese Law (2 volumes) (1965) も、これら日米比較共同研究の一環として位置づけることができよう。ここでは、重要な日本民法の規定と判例が比較法的視座から紹介されている。大陸法と英米法の間に見られる消滅時効の法的性格の差異、各国における訴訟手続の開始が国際的な時効中断の効果を生ぜさせないという事実等が、国際紛争解決に困難な問題を提起してきたが、一九七四年に国連で採択された時効条約はこれらの問題解決に貢献しうると旨論じた K. Sono, Unification of Limitation Period in the International Sale of Goods, 35 La. L. Rev. 1127-49 (1975) フランス民法典の伝統の強いルイジアナ州において、権利乱用の法理を制定法の中に規定すべきか否を論じた K. Sono & Y. Fujioka, The Role of the Abuse of Right Doctrine in Japan, 35 La. L. Rev. 1037-57 (1975) 等、同一線上に位置づけられるものがあふぶ。

近時の英米法の動向を直接論じたものとしては、ジュリスト六〇〇号特集『日本法と英米法の三十年』（一九七五）に掲載された画期的論文「英米商取引法と日本法の30年」を逸する。こゝがでない。この論文は、アメリカの Uniform Commercial Code（統一商事法典）をはじめ、戦後の日本の私法分野に与えた英米法の影響をマクロ的に分析したもので、アメリカ法研究の隆盛は、いずれ私生活における危険の衡平な分散の観点より、契約法と不法行為法の表示に関する部分を融和させる方向に進ませるのではないかと予測する。他方、編者の一人である英米判例百選Ⅱ（私法）（1978）における「判例概観—英米代理契約法・事務管理・不当利得」および「判例の概観—英米代理法」も、その分野の簡潔にして要をえた判例の流れを俯瞰している。個別的事例としては、「過去の利益受領に基づく約束」「契約の不成立と約束的禁反言」「双務契約における危険負担」「公序則違反と契約の一部無効」に関する判例分析が注目される。さらに、北海道大学法学部の「比較法第一部」の Cases and Materials として編纂された「教材・日米比較契約法」および「演習及び解説ノート」（1988）も、比較法・英米法の業績の一部としてここに挙げるべきであろう。

「契約関係発生プロセスの多様性と契約概念—申込は単独行

為ではないのか」（北大法学論集三八巻一頁、一九八八）は、その一部をさらに発展させた論文で、英米法と大陸法のアプローチが鋭く対立する契約の法的拘束力発生周辺の問題について、その対立が本質的なものであるか否かを問題とし、ウィーン統一売買法において両法系が調和化されていることを指摘する。さらに、日本とオーストラリアの間の長期・継続的契約における状況の変化から生ずる契約関係の調整の問題につき、両国の法の相違が紛争発生の大なる原因となっているとの理解に對して、長期契約の当事者のパートナーシップ的側面を強調し、それに対応する両国の法理は本質的に変わらない旨を学説判例等に基づいて述べた Comparative Aspects of the Legal Issues relating to Long-Term Contracts in Trade between Australia and Japan (1988)、戦後におけるアメリカ法の継受とその変容を、契約法、不法行為法、信託法等の民事法について論じた「戦後半世紀におけるアメリカ法の継受とその日本の変容」（1996-1）アメリカ法81頁）なども、比較法・英米法の分野における曾野先生の深い洞察を反映する論文といえよう。

むすび

邦文および英文の両言語に跨がる先生の業績を法律学のこれまでの分類に強いて当て嵌めれば、以上のようになる。しかし、先生は、これまでに比較法学会理事、信託法学会理事、日米法学会理事、日本私法学会理事、金融法学会理事、国際法学会理事、国際私法学会理事、国際法協会（ロンドン）国際通貨法委員会委員等を歴任されてきたことから窺えるように、その学問体系は従来の枠組みでは到底捉えきれず、いずれの研究も、広い知的裾野の上に、経済・政治の両面を含めつつ世界の秩序の枠組みや社会の全体像を捉えた上で、学際的な新しい地平を拓くりノヴェイタとして、総合的判断を下されようとしているものがきわめて多い。

経済、情報等の分野ではボーダーレス時代を迎え、相互に浸透しあう度合いを強める世界において、伝統的な主権概念が再吟味されるべきこと、そして世界の実体の変化に対応して私法秩序に関する法もナショナルないしローカルな次元からグローバルな次元にシフトしていくであろうことは、すでに一九七〇年代から指摘されてきたところであるが、先生の退官記念最終講義の含蓄に富むテーマ「相互浸透の世界における法体系の動

揺—国家法の脱落と私法秩序の再構築」は、その延長線上にあつて、さらに将来を見つめ続けようとする先生の姿勢が如実に示されていた。先生は、疑問を持つことから学問が始まるの信念を内外において実践され、既存の秩序を支えてきた基盤が今も続いているのかとの問い掛けとともに、諸分野での新しい秩序の構築を求め続けてこられたといえよう。

最近では、法律学における政策的思考の重要性を前面に打ち出す新しいタイプの法律系学部として、わが国で初めての法政策学部を帝塚山大学に構想され、北大退官後もそこでの活躍が続く。また、これまでの秩序維持への諸原理が必ずしも十分に機能しえなくなってきただけに、コスモポリタンとして、先生の世界に向けての啓蒙は続くであろう。

最後に、このような先生の学問的姿勢をリマインドさせるアメリカ合衆国最高裁判所裁判官 Oliver Wendell Holmes の名言「すなわち彼が若くして書いた古典的名著『The Common Law (1881)』の劈頭部分で述べた『法の生命は、論理ではなく、経験であった』という一節を、先生の第三の人生への餞の言葉とし、筆を擱く。

曾野和明教授経歴

- 一九三四年（昭和九年）一月三日 大阪府に生まれる
- 一九五七年 三月 関西大学法学部（二部）卒業
- 一九五七年 四月 関西大学法学部特別研究生／同時に同大学院法学研究科（私法学専攻）入学
- 一九五九年 三月 法学修士
- 一九五九年 四月 関西大学法学部助手／同時に同大学院法学研究科博士課程進学
- 一九六一年 七月 米国外務省フルブライト大学院留学生としてエール大学留学（六二年七月迄）
- 一九六三年 三月 関西大学大学院法学研究科博士課程修了
- 一九六三年 四月 関西大学法学部専任講師（六六年三月迄）
- 一九六四年 三月 ワシントン大学ロー・スクール客員助教授
- 一九六六年 九月 ワシントン大学ロー・スクール入学
- 一九六九年 六月 同卒業（Juris Doctor）
- 一九六九年 九月 上智大学国際部大学院教授（七三年九月迄）
- 一九七〇年 三月 国際連合法務部法務官（七三年九月迄）
- 一九七三年一〇月 北海道大学法学部教授
- 一九七四年 四月 国際連合事務局特別コンサルタント（時効条約採択国連外交会議）（ニューヨーク）（同年七月迄）（派遣）
- 一九八〇年 九月 国際連合国際商取引法委員会事務局長／国際連合法務局国際取引法部長（ウイーン）（八五年九月迄）（派遣）
- 一九八六年一二月 北海道大学評議員（九〇年七月迄）
- 一九九〇年一〇月 国際通貨基金法律顧問補（政策問題担当）（ワシントン）（九三年九月迄）（派遣）
- 一九九七年 三月 北海道大学教授 定年退官
- 外務省併任（外務事務官）
- 国連国際商取引法委員会年次総会（一九七五年、政府代表団顧問）、一九七九、八〇、九〇年（政府代表）、一九九一年（政府代表／議長）、同委員会新国際経済秩序作業部会（一九八〇年、政府代表／議長）、国連売買条約採択外交会議（一九八〇年、政府代表）、アジア・アフリカ法律諮問委員会総会（一九七六―八〇年、政府委員代理／ラポルトゥール）等

講師併任

東北大学、名古屋大学、大阪大学、大阪市立大学、九州大学

学内の委員

国際交流委員会委員（一九七九—一八〇年、一九八五—一八九九年）
国際交流専門委員会委員（一九八七—一九〇年）／一九八八年より委員長、学生交流専門委員会委員（一九八六—一八八年）、留学生に関する検討会委員（学長諮問答申、一九八七年）、国際交流委員会企画調整委員会委員（一九八七—一九〇年）、サマーセッション・プログラム専門委員会委員（一九七七—七八年）／一九八八年、委員長、国際交流事業基金管理委員会委員／同・運用小委員会委員長（一九八七—一九〇年）、留学生教育センター設置準備委員会委員（一九八九—一九〇）、文部省在外研究員候補者選考委員会委員（一九九五—一九六六年）
大学院委員会委員（一九九六—一九九七年）

学会

比較法学会理事（一九七六年—）、信託法学会理事（一九七六年—）、国際法協会（ロンドン）国際通貨法委員会委員（一九八〇年—）、日米法学会理事（一九八三—一八九九年、一九九

五年—）、日本私法学会理事（一九八六年—一八九九年）、金融法学会理事（一九九一年—）、国際法学会理事（一九九四年—）、国際私法学会理事（一九九六年—）

その他

（社）日本海運集会所海事仲裁委員（一九八五年—）、北海道国際協力推進懇話会委員（一九八八—一八九九年）、北海道マサチューセッツ協会副会長（一九九〇年—）、札幌市長期総合計画審議会委員（一九九三年—）、（財）日本情報処理開発協会産業情報化推進センター・EDI法の問題調査研究委員会委員（一九九三年—）、日本学術会議第二部国際関係法學研究連絡委員会委員（一九九四年—）、札幌圏大学国際交流フォーラム幹事長（一九九五年—）、（財）国際民商事法センター学術評議員（一九九六年—）

曾野和明教授業績一覽

(澤田寿夫他との共著、第二章執筆) 有斐閣 一九八二

国際売買法(現代法律学全集六〇)(山手正史との共著)

青林書院 一九九三

I 著書等

II 論文等

III 辞典

IV 学会報告・講演等

V その他

I 著書等

Introduction to Japanese Law: Cases and Materials (2 vols)

(Compiled and co-authored with Professor D. Henderson)

University of Washington School of Law 一九六五

多国籍企業問題入門―既存社会科学秩序への挑戦―

青林書院 一九七八

英米判例百選II私法(ジュリスト別冊)(田中英夫、藤倉皓一郎、

木下毅との共編) 有斐閣 一九七八

国際取引法講義―国境を越える取引の法的構造―

II 論文等

一九五八年

合名会社と社員の責任

関西大学法学会誌三号

取締役と会社間の取引に関する考察―手形行為を中心として―

会社実務の友(企業法研究)四五輯

株券発効前の株式譲渡について

修士論文(未公表)

一九五九年

株主名簿の閉鎖と基準時の指定

会社実務の友(企業法研究)五四輯

議決権行使停止の仮処分について

昭和日日新聞社編『会社研究の果実』

少数株主による総会招集の許可申請と定時総会(判例研究)

商事法務研究一五九号

中国鉄道事件をめぐる法律問題(一)(二)

会社実務の友（企業法研究）五六、五七輯

(co-authored with W. L. Shattuck & K. Izawa)

Washington Law Review, Vol. 38, no. 1

一九六〇年

中国鉄道事件をめぐる法律問題（三・完）

日米信用状取引の実際と法理論（一）（二完）

関西大学法学論集一三卷一号、二号

会社実務の友（企業法研究）五八輯

線引小切手取立銀行の法的地位 関西大学法学論集一〇卷一号

一九六四年

信用状の譲渡—米国統一商法典五—一六条の規定を中心として—
関西大学法学論集二三卷四・五・六合併号

商法改正の立法論的展開

Personal Property as Collateral in Japan and the United States

会社実務協会編『商法改正の動向と基本問題』

(co-authored with W. L. Shattuck)

Washington Law Review, Vol. 39, no. 3

特許権の抵触と特許権侵害禁止並びに損害賠償の請求（判例研究）

商事法務研究二二一号

宅地建物取引業者の報酬請求権（判例研究）

一九六三年

商事法務研究三二二号、（京都大学商法研究会編『商事法判例研究（2）』（商事法務研究会、一九七三）にも収録）

Why Not Uniform Commercial Code Article 5?: Some Aspects

of Fundamental Principles of Letters of Credit

一九六五年

関西大学法学論集一二卷四・五合併号

国際契約における紛争解決条項—国際私法原則の混乱と仲裁—

民商二法における善意取得制度の比較 綜合法学六卷三号

（ダン・ヘンダーソンとの共同執筆）

不実表示と不法行為責任 関西大学法学論集一二卷六号

関西大学法学論集一四卷四・五・六合併号

Letters of Credit in Japanese-United States Trade

一九六六年

Commercial Law (Survey)

The Japan Annual of Law and Politics, No. 14

W・L・シャタック「日米動産担保法の比較的一断面」(翻訳)

アメリカ法一九六六―一号

同「商品売買とその担保―日米法の比較」(翻訳)

海外商事法務四四号

William E. Hogan, Future Goods, Floating Liens, and Foolish

Creditors (紹介)

アメリカ法一九六六―一号

一九六七年

Commercial Law (Survey)

The Japan Annual of Law and Politics, No. 15

Corporate Control

R. J. Ballon (Ed.), Joint Venture and Japan (Kodansha)

一九六九年

動産担保物権の実行に付随する事項の準拠法 (Legislative

Jurisdiction の観念と国際私法における訴訟物の重要性を中

心として) (アメリカ衝突法判例研究一三)

国際法外交雑誌六八巻一号

小切手契約

西原寛一＝服部来三編『判例手形法小切手法』(伊沢孝平先
生還暦記念) 商事法務研究会

Zentaro Kitagawa, Damages in Contracts for the Sale of Goods

(Joint-translation with D. F. Henderson & L. Hurvitz)

Law in Japan, No. 3

一九七二年

Corporate Control and Protection

R. J. Ballon & E. H. Lee (Eds.), Foreign Investment and
Japan (Kodansha)

一九七四年

Kiyoshi Igarashi, A Symposium: The Remedy for the Victims
of the Automobile Accident (翻訳) 比較法研究三五号

Kiyoshi Igarashi, The Importance of Comparative Law in Legal
Education - The Japanese Experiences (翻訳)

北大法学論集二五巻一〇号

一九七五年

Unification of Limitation Period in the International Sale of Goods Louisiana Law Review, Vol. 35, no. 5
 The Role of the Abuse of Right Doctrine in Japan (Co-authored with Professor Y. Fujioka) Louisiana Law Review, Vol. 35, no. 5

製造物責任に関する国際的統一法作成の可能性について

ジュリスト五九三号

英米商取引法と日本法の三〇年

ジュリスト六〇〇号

Comparative Law 1972-1974 (Survey) (Co-authored with Professor K. Igarashi) The Japan Annual of Law and Politics, No. 23

一九七六年

私法統一における国際的立法過程分析の必要性－UNCITRAL 時効条約の場合を中心として－ 国際法外交雑誌七五巻三号
 The Bremen v. Zapata Off-Shore Co. 407 U. S. 1 (1972)－国際的
 海商事件においてロンドンの裁判所を専属管轄とする合意
 に効力が認められた事例 (紹介) アメリカ法一九七六一号
 Scherk v. Alberto-Culver Co., 417 U. S. 506 (1974)－連邦証

券取引法に関連するときは仲裁条項を無効とする Willco
 ルールにかかわらず、企業の国際的譲渡契約中の仲裁条項が
 尊重された事例 (紹介) アメリカ法一九七六一号
 Bills of Lading – Japan: Uniform Law Cases
 Uniform Law Review (UNIDROIT), No. 1976-1

一九七七年

W・D・スロースン「大量消費者取引・合法的欺罔行為」
 (抄訳) アメリカ法一九七七一号
 United States v. Maine, 420 U. S. 315, 95 Sup. Ct. 1155
 (1975)－沿海30マイル以遠の大陸棚における地下資源と主
 権に基づく連邦政府の排他的管轄権 (紹介)
 アメリカ法一九七七一号

一九七八年

連邦立法権の範囲②－州際通商条項と人種差別: Katzenbach v.
 McClung 『英米判例百選十公法』(ジュリスト別冊)
 Commentary on the Convention on the Limitation Period in the
 International Sale of Goods
 国際連合公式文書 A/CONF. 63/17

過去の利益受領に基づく約束: Webb v. McGowin

『英米判例百選II私法』(ジュリスト別冊)

判例の概観—英米契約法・事務管理・不当利得法

『英米判例百選II私法』(ジュリスト別冊)

契約の不成立と約束的禁反言: Hoffman v. Red Owl Stores

『英米判例百選II私法』(ジュリスト別冊)

双務契約における危険負担: Skelly Oil Co. v. Ashmore

『英米判例百選II私法』(ジュリスト別冊)

公序則違反と契約の一部無効: Henningsen v. Bloomfield

Motors, Inc. 『英米判例百選II私法』(ジュリスト別冊)

判例の概観—英米代理法

『英米判例百選II私法』(ジュリスト別冊)

Grant Gilmore, The Death of Contract (紹介)

アメリカ法一九七八—二二二号

アメリカ法の潮流—契約法—

アメリカ法一九七八—二二二号

新国際経済秩序と法律学

一 一九七九年 ジュリスト六八二—七〇二号

新国際経済秩序と法律学 (北京大学法律系汪瑄記 国外法学一九八〇/四号、五号)

六部判決

『昭和五三年度重要判例解説』(ジュリスト臨時増刊)

Sovereignty: This Strange Thing — Its Impact on Global Economic Order

Georgia J. of Intl. & Comparative Law, Vol. 9, no. 8

Grant Gilmore, The Ages of American Law (紹介)

アメリカ法一九七九—一八〇号

UNCITRALの十年—第一期の終了とその総括—

国際商事法務七卷五号

第二活動期に入ったUNCITRAL—新しい作業計画と将来

の予測— 国際商事法務七卷六号

アジア・アフリカと商事仲裁—AAA仲裁センターの発足とAAA

LCC紛争解決システム—(上)(下)

JCAジャーナル二九卷六号、七号

アジア・アフリカと商事仲裁(補)—完備したAAA仲裁センター

の規則とモデル仲裁条項— JCAジャーナル二九卷一〇号

AAALCC国際商取引法小委員会の活動について—新国際経済

秩序への実践を求めるAA諸国— 国際商事法務七卷八号

国際動産売買契約法採択会議とAA諸国—UNCITRAL草

案に対するAAALCCコメント— 国際商事法務七卷一二号

一九八〇年

Security Interests and Insolvency in Japan (co-authored with Professor M. Hiscock) Rabells Zeitschrift, Vol. 44, no. 5
 国際通貨制度の変化と対価の表示—国際的取り決めにおける新たな問題点— シュリスト七二二号
 国際契約の成立 『国際私法の争点』(シュリスト増刊)
 多国籍企業 『国際私法の争点』(シュリスト増刊)

一九八一年

Comparative Law 1975-1980 (Survey) (co-authored with Professor K. Igarashi)
 The Japan Annual of Law and Politics, No. 29

一九八三年

ウイーン統一売買法(一九八〇年国連条約)発効への動き(上)
 (下) シュリスト七八二号、七八三号

一九八四年

Value Maintenance: Work of International Organizations
 ILA, Report of the Sixty-First Conference (Part IV of the Re-

port of the Intn'l Monetary Law Committee) (Paris)

一九八五年

A Query into the Supremacy of the Traditional Treaty Approach — Experience of UNCITRAL with New Techniques
 — Japanese Annual of International Law, No. 28

一九八六年

変容した国際社会と条約至上主義への疑問—新モデルを求める
 UNCITRAL — 国際法外交雑誌八四巻六号
 The Vienna Sales Convention: History and Perspective
 P. Sarcevic & P. Volken (Eds.), International Sale of Goods:
 Dubrovnik Lectures (Oceana)
 Formation of International Contracts under the Vienna Convention — A Shift Above the Comparative Law
 P. Sarcevic & P. Volken (Eds.), International Sale of Goods:
 Dubrovnik Lectures (Oceana)
 国際商事仲裁チームの背景と今後の課題 法の支配六八号

一九八七年

Commentary on CISG Provisions on Warranty: Arts. 39, 40, 43

& 44

Bianca-Bonelli (Eds.), Commentary on the International Sales

Law — The 1980 Vienna Sales Convention (Giuffrè-Milan)

UNCITRALによるEFTリーガル・ガイド作成の国際的背景

と今後の予測

金融情報システム三四号

EFTの進展が顕在化させる国際通貨体制の矛盾—古い貿易中心時代の発想による対応はいつまで続くのか—

金融情報システム三九号

一九八八年

国際売買に関する二つの条約の発効—時効条約の場合を中心として—

ジュリスト九二二号

契約関係発生プロセスの多様性と契約概念—申込は単独行為ではないのか—

北大法学論集三八巻五—六合併号下巻

「国際動産売買における時効に関する条約（一九七四）」注釈—付・一九八〇年同条約修正議定書—

国際法外交雑誌八七巻三号

Restoration of the Rule of Reasons in Contract Formation — Has

There Been Civil and Common Law Disparity? —

Cornell International Law Journal, Vol. 21, no. 3

一九八九年

Subha Narashinhan, Modification: The Self-Help Specific Performance Remedy, 97 Yale L. J. 61-95 (1987) (紹介)

アメリカ法一九八九—一号

松井芳郎、木棚照、加藤雅信編『国際取引と法』（名古屋大学出版会、1988）（紹介）

国際法外交雑誌八八巻一号

石黒一憲『国際的相剋の中の国家と企業—法的省察への序章』（木鐸社、1988）（書評）

法律時報六一巻六号

預託金会員組織のゴルフクラブが理事会決議によってした名義書換預託金制度を新設する旨の規約の改正は、既に入会していた会員及び会員券の譲渡を受けた者をも拘束するとされた事例（大阪高判昭和六三年五月三十一日）（判例評釈）

判例時報一三〇九号（判例評論三六五号）

相互浸透の時代における「国際」秩序の衰退—Lex Mercatoria出現の必然性も含め

北大法学論集三九巻五—六合併号下巻

一九九〇年

乗合自動車事業者間の運送事業の免許申請及び事業遂行に関する

る協定中の合意が法的拘束力を有しないとされた事例(最二
判平成元年一月二四日)(判例評釈)

判例時報一三五八号(判例評論三八一号)

一九九五年

グローバルなE D Iの発展への法的対応ーオープンE D Iへの
変化の意味するものー(上)(下)

N B L五六八号、五六九号

一九九六年

The Extent of Possible Adaptation of Domestic Laws to the
Modern Securities Holding and Transfer System

IBA Capital Markets Forum: Modernizing Securities Owner-
ship, Transfer and Pledging Laws (London)

私法統一における国際連合の役割

国際法外交雑誌九四卷五―六合併号(国連五〇年特集)

国際売買条約における演繹基盤の弾力性―論理と説得の葛藤―
科研重点領域研究・平成七年度研究成果報告書『法律エキス
パートシステムの開発研究』(明治学院大学)

The Changing Role of Currency - Toward a Catastrophe or a

New System? -

The Japanese Annual of International Law, No. 38

国際契約の成立『国際私法の争点(新版)』(ジュリスト増刊)
多国籍企業 『国際私法の争点(新版)』(ジュリスト増刊)

Hanna v. Pumer 連邦裁判所の適用する法(3) - Erie ルール

の外延 『英米判例百選』(第三版)(別冊ジュリスト)

Williams v. Walker-Thomas Furniture Co. 非良心的契約(Un
conscionable Contract) 『英米判例百選』(第三版)(別冊ジュリスト)

III 辞典

経営法大辞典(「多国籍企業」を執筆) 中央経済社 一九八〇

鴻常夫 北沢正啓編『英米商事法辞典』(九九項目担当執筆)

商事法務研究会 一九八六

JAPAN: An Illustrated Encyclopedia (Academic Adviser-Law)

講談社 一九九三

田中英夫編集代表『英米法辞典』(一三七項目担当執筆)

東京大学出版会 一九九一

コンパクト版『BASIC 英米法辞典』 一九九三

国際法学会編『国際関係法辞典』（国際通貨制度、通貨同盟、

SDR、国際物品売買における時効に関する条約、国際物品
売買契約に関する国連条約を執筆）三省堂 一九九五

Ⅳ 学会報告・講演等

一九六三年

日米信用状取引の実際と法理論

比較法学会報告

（東京、一九六三・四）

（報告要旨・比較法研究二五号）

一九七五年

The International Unification Process of Private Law: the Case
of Prescription Convention

The First UNCITRAL International Trade Law Symposium

（ジュネーヴ、一九七五・四）

私法統一における国際的立法過程分析の必要性

国際法学会報告

（福岡、一九七五・一〇）

（報告要旨・国際法外交雑誌七四卷六号／論説・七五卷二号）

一九七六年

日米相互理解の課題―法的思考方法における差異を中心として

日米教育委員会主催・米国独立二百年記念シンポジウム（パ
ネラー講演、ドナルド・キーン、安岡章太郎、嘉治元郎と）

（札幌、一九七六・九）

Jungle of Technicalities or "the Rule of Reasons"

私法統一国際協会（UNIDROIT）主催・第二回私法統一国際
会議（ローマ、一九七六・九）

（UNIDROIT (Ed.), Acts and Proceedings of the 2nd Congress
on Private Law, Vol. 2, Oceana)

一九七九年

Toward the Establishment of a Regional Dispute Settlement Sys-
tem

第六回アジア法律家協会年次大会（ロンボ、一九七九・八）

（LAWASIA, Newsletter No. 9; LAWASIA, Vol. 1, no. 2, pp.
221-22）

一九八一年

一九八一年

UNCITRAL: Its History, Objectives, Accomplishments and Plans

for the Future

The Second UNCITRAL International Trade Law Symposium
(ウィーン、一九八一・六)

一九八二年

The Work of UNCITRAL in the Field of Dispute Settlement

国際商事仲裁シンポジウム(ストックホルム商業会議所、アメリカ仲裁協会、ノ連商工会議所、UNCITRAL事務局共催)
(ストックホルム、一九八二・三)
(The Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce (Ed.), Swedish and International Arbitration)

On SDR as a Universal Unit of Account & UNCITRAL Model Arbitration Law Project

国際法協会第六〇回総会(モントリオール、一九八二・八)
(ILA, Report of the Sixtieth Conference, pp. 258-259, 287-288)

Activities of UNCITRAL: The Vienna Sales Convention

汎アメリカ機構(OAS)国際法セミナー
(リオ・デジャネイロ、一九八二・八)
(Organizacion de los Estados Americanos (Ed.), Noveno Cur-

so de Derecho Internacional, Vol. 1, Washington)

国際機関相互の作業調整の必要性について(討議)

欧州審議会ヨーロッパ法律協力委員会(CDCJ)第三七回及び第三八回会議(ストラズブルク、一九八二・三、一〇)
(Council of Europe Meeting Reports, Doc. nos. CDCJ (82) 33 & 65)

Ad Hoc Arbitrations under National Laws and under the UNCITRAL Arbitration Rules

国際商事仲裁セミナー(クアラルンプール、一九八二・一一)
(Kuala Lumpur Regional Arbitration Centre (Ed.), Seminar on International Commercial Arbitration, 1982)

一九八三年

国際商事仲裁の将来とUNCITRAL

国際商事仲裁協会/日本海運集会所共催講演会

(東京、一九八三・一)

(海事法研究会誌五六号/JCAジャーナル三〇巻一号)

For the Implementation of the United Nations Sales Convention and Prescription Convention

経済協力援助審議会主催・国際売買法コメコン諸国セミナー

(モスクワ、一九八三・四)

(S. E. M. (CMEA) (Ed.), *Materialy Seminara po Koventsii ob Iskovoju Davnosti i Konventsi o Dogovorakh Mezhdunarodnoj Kupli-Prodazhi Tovarov*, Moscow)

UNCITRAL and the Vienna Sales Convention (招待講演)

米国法曹協会年次大会国際売買法シンポジウム

(アトランタ、一九八三・八)

(*International Lawyer*, Vol. 18, no. 1, 1984)

On the Implication of the Work Programme of UNCITRAL

カナダ法務省主催・第一回貿易法セミナー

(オタワ、一九八三・一〇)

(Department of Justice, *First International Trade Law Seminar: Proceedings*, pp. 3-12)

The Role of UNCITRAL

コロンビア大学パーカー外国法比較法研究所主催・シンポジウム「国際売買・国連売買条約」

(ニューヨーク、一九八三・一〇)

(N. Gaston & H. Smit (Eds.), *International Sales: The United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods*, Mathew Bender)

一九八四年

International Commercial Dispute Settlement with Particular Emphasis on UNCITRAL Arbitration Rules

アジア・アフリカ法律諮問委員会／UNCITRAL事務局共催・国際商事仲裁セミナー(ニューアタリー、一九八四・三)

(AALCC Secretariat, *Regional Seminar on International Commercial Arbitration, 1984: Report and Documents*)

UNCITRAL's Project for a Model Law on International Commercial Arbitration: Introductory Address

商事仲裁国際審議会(ICC A) ロザンヌ中間会議

(ロザンヌ、一九八四・五)

(Interim Meeting, Lausanne, May 1984 (ICCA Congress Series No. 2, Kluwer))

The Internationally Acceptable Features of UNCITRAL Arbitration Rules and Conciliation Rules

ボゴタ商業会議所主催シンポジウム「司法裁判に代わる紛争解決方法：仲裁、調停」(ボゴタ、一九八四・六)

(*Arbitraje y Conciliacion en el Marco de las Tareas de UNCITRAL*, Camara de Comercio de Bogota (Ed.), *Alternativas a la Justisia Institucional: Arbitraje, Conciliacion*, 1988)

仲裁、手形、コンピュータ分野の作業におけるハーグ会議と

UNCITRALとの関係について（討議）

ハーグ国際私法会議第一五会期総会

（ハーグ、一九八四・一〇）

(Hague Conference, Proceedings of the 15th Session, Tome I
(Miscellaneous matters), pp. 197-209, 1986)

Delegalization of the Law of International Sales and the Restoration of the Rules of Reason

オーストラリア学術アカデミー／同法務省共催・アジア太平

洋地域国際商取引法セミナー（カンベラ、一九八四・一一）

(Attorney General's Department (Ed.), The 11th Asian Pacific Regional Trade Law Seminar, 1985)

一九八五年

UNCITRAL: Goals, Achievements, Current Activities

Forum für Internationales Wirtschaftsrecht（オーストリア法

務省／ウィーン経済大学共催）

（バーデン・バイ・ウィーン、一九八五・一一）

(Oesterreichisches Bank Archiv, Vol. 33, no. 5)

変容した国際社会と条約至上主義への疑問―新モデルを求める

UNCITRAL

国際法学会報告（共通テーマ「国連と法の支配」）

（神戸、一九八五・一〇）

（報告要旨及び論説・国際法外交雑誌八四巻六号）

国際手形条約草案の背景及び今後の予測について（指名発言）

私法学会シンポジウム「国際為替手形および国際約束手形に

関する条約草案について」（大阪、一九八五・一〇）

（私法四八号一二五―一三〇頁）

最近の国連国際商取引法委員会の活動と役割―実務統一への比

重増加とその接点に立つ仲裁モデル法―

日本海運集会所海事法セミナー（東京、一九八五・一一）

（海事法研究会誌七〇号）

どうして国際社会は遠いのか―「国際」そのカリスマ的一面性

日本法律家協会北海道支部年次総会（札幌、一九八五・一一）

一九八六年

Salient Features of the UNCITRAL Arbitration Rules

アジア・アフリカ法律諮問委員会／カイロ国際商事仲裁セン

ター／国連国際商取引法委員会共催・国際商事仲裁セミナー

(カイロ、一九八六・一)
International Commercial Arbitration in the Pacific Rim: The Japanese Experience

バンクーバー仲裁センター設立及び UNCITRAL 仲裁モデル
法採択記念・国際商事仲裁会議

(バンクーバー、一九八六・五)

(R. Paterson and B. Thompson (Eds.), UNCITRAL Arbitration Model in Canada — Canadian International Commercial Arbitration Legislation —, Carswell)

コンピュータのもたらす法的問題と国際的対応

国際シンポジウム「コンピュータ・ネットワーク社会のフロンティア―法と技術―」(法とコンピュータ学会創立一〇周年記念)
(東京、一九八六・一〇)
(法とコンピュータ五号)

一九八七年

国際社会における既存法律学秩序の限界―国際的企業活動の進展と主権国家群―

九州大学国際交流基金招待講演 (福岡、一九八七・一)

国際的経済活動と国家

北海道大学公開講座「世界の中の日本とその将来」

(札幌、一九八七・七)

一九八八年

国際売買に関する二つの国連条約の発効

大阪大学法学部／国際商事仲裁協会／大阪商工会議所共催・
国際取引法セミナー (大阪、一九八八・三)

Above the Game Theory

シンポジウム「法と日米関係」(People-to-People International／経団連共催) (東京、一九八八・八)

(V. Kusuda-Smick (Ed.), United States/Japan Commercial Law & Trade, Transnational Juris Publication, 1990)

相互依存から相互浸透への世界の潮流―大学の新たな使命―
北海道大学法学部公開講座「いま大学は……」
(札幌、一九八八・九)

Comparative Aspects of the Legal Issues Relating to Long Term Contracts in Trade Between Australia and Japan

オーストラリア建国二〇〇周年記念・国際取引法会議

(カンベラ、一九八八・一一)

(Attorney General's Department (Ed.), Fifteenth Internation-

al Trade Law Conference, Canberra)

グローバル化した資金移動と将来の秩序―規制緩和と規制強化の葛藤―

日米文科系学術交流委員会主催・シンポジウム「日米間の国際金融取引における法と実務」(大阪、一九八八・一二)

一九八九年

The Kuala Lumpur Centre: The Cradle of UNCITRAL Arbitration Rules

仲裁センター発足記念・国際商事仲裁会議
(クアラルンプール、一九八九・七)

(Kuala Lumpur Regional Arbitration Centre (Ed.), Conference Papers: Conference on International Commercial Arbitration, Kuala Lumpur)

貿易中心的秩序の衰退と国際私法による対応の限界

国際私法学会報告 (神戸、一九八九・一〇)

地球村の構図―生存のネットワークへ向けて―

北海道大学放送講座 (TV) (HTB、一九八九・一〇)

(北海道大学放送教育委員会編『創造性―文化を

築き科学を進める力』)

一九九〇年

国際化時代における教育の役割(講演)

北海道教育文化振興協議会年次総会(札幌、一九九〇・一)

(北海道通信一九九〇・二・二号)

A Minority View: Query to the Present Approach to Money Laundering

ヨーロッパ研究所／ブラッセル自由大学主催シンポジウム
「国際協力と金融倫理」 (ブラッセル、一九九〇・一)

(J. V. Louis (Ed.), Financial Markets Ethics, l'Université de Bruxelles, 1991)

On the Feasibility of Establishing a Regional Legal Information Centre

アジア・アフリカ法律諮問委員会総会(北京、一九九〇・三)
(Consultant's Report on the Proposed Centre for Research

and Development of Legal Regimes Applicable to the Economic Activities in Developing Countries, AALCC Doc. XXIX/90/18)

国際通貨体制と通貨主権

国際私法学会報告(統一テーマ「現代世界と国家主権」)

(東京、一九九〇・一〇)

(報告要旨・国際法外交雑誌八九巻六号)

一九九一年

The Convention on the Limitation Period: International Effect of Prescription

The Fourth UNCITRAL International Trade Law Seminar

(ウヤトーノ、一九九一・六)

Reorientation of the Traditional Legal Thinking in the Age of Delocalization - Impact of Globalized Economy -

国際法協会カナダ支部主催“The Fifth Louis M. Bloomfield Memorial Lecture” (ギントリオール、一九九一・一一)

一九九二年

Impact of the Changes in International Payment System on the Role of Central Banks

IMF Seminar for Central Bank Legal Advisers

(ワシントン、一九九二・六)

(R. Effros (Ed.), Current Legal Issues Affecting Central Banks, Vol. 3, 1995)

国際振込に関するUNCITRALモデル法の採択に至った経緯と

その意義

金融法学会シンポジウム「国際振込に関するUNCITRALモデル法」(司会及び報告) (東京、一九九二・一〇)

(金融法研究・資料編(8)及び金融法研究九号)

The Changing Role of UNCITRAL

国際連合国際商取引法委員会創立二五周年記念会議“Uniform Commercial Law in the Twenty-First Century”

(ニューヨーク、一九九二・五)

(Proceedings on the Congress of the United Nations Commission on International Trade Law, New York, May, U. N. Doc. A/CN.9/SER.D/1 (Sales No. E.94.V.13, 1995))

一九九三年

Accession Considerations to the United Nations Sales Convention

太平洋経済協力審議会(P.E.C.C.)主催シンポジウム“Harmonization of International Trade Law to Benefit Trade, Business and Investment in the Pacific Basin”

(シンガポール、一九九三・九)

一九九四年

国際売買条約の普遍性と解釈

国際シンポジウム「国際統一売買法と法律エキスパートシス

テム」(科研重点領域研究一〇九) (東京、一九九四・三)

通貨の役割の変化について

日本国際法協会一九九四年度研究大会

(東京、一九九四・七)

Monetary Standard under the Floating Exchange Rate System

The Seventh Conference of International Academy of Commer-

cial and Consumer Law (セントルイス、一九九四・八)

E D I の発展と国際的な法的枠組みの形成

法とコンピュータ学会シンポジウム「ネットワークによる取

引の法的諸問題」 (大阪、一九九四・一一)

(法とコンピュータ一三号)

国連機関における意思決定ー UNCTRAL の場合を中心として

関西大学法学研究所 (関西大学法学研究所紀要ノモス六号)

(大阪、一九九四・一一)

一九九五年

戦後半世紀におけるアメリカ法の継受とその日本の変容ー民事

法一

日米法学会創立五〇周年シンポジウム(東京、一九九五・六)

(アメリカ法一九九六一号)

Towards a Modern Jus Commune: The Law of Contract

法学国際協会 (I A L S) 研究大会

(フエノスアイレス、一九九五・九)

一九九六年

The Current Monetary System and International Business Deci-

sions

The Second Symposium on Trilateral Perspective in Interna-

tional Law: The Compliance with International Law Norms (米

国際法学会／カナダ国際法協会／日本国際法学会)

(アトランタ、一九九六・三)

シンポジウム「金融機関の貸手責任 (レンダーズ・ライアビリ

テイ)」

金融法学会北海道地区部会／北大民事法研究会共催の企画及

び総括司会 (札幌、一九九六・一〇)

国際的私法統一におけるダイナミズムー国連売買条約の場合を

東京地裁涉外法研究会

(東京、一九九六・一一)

Comment on the European Principles of Contract Law as Presented by Professor O. Lando

東京大学第一回比較法政シンポジウム「契約の成立をめぐる

諸問題—ヨーロッパ契約法典、UNIDROIT原則、UCC改訂

作業などを素材として—」(東京、一九九六・一一)

V その他

一九五九—一九六一年

連載「会社法漫遊・株主総会の諸問題」(一一四回)

昭和日日新聞一九五九年二月一三日—一九六〇年二月二六日

(ペンネーム・一石)

連載「会社法漫遊・株式法の諸問題」(八五回)

昭和日日新聞一九六〇年三月二日—一九六〇年二月一九日

(ペンネーム・一石)

(判例研究) 株式信用取引において委託者が証拠金の追加差入れに
応じない場合と手仕舞の権利(東京地裁昭三四・一・二二
四民二部判決、判例時報一七七号二五頁)

昭和日日新聞一九五九年六月一日(一石)

株主総会の存在意義昭和日日新聞一九六〇年一月一日(一石)

株主総会の議事録 昭和日日新聞一九六〇年一月五日(一石)

商法改正法務省民事局試案についての二つの疑問

昭和日日新聞一九六一年一月一日(一石)

時価発行を妨げるもの—商法規定の反省—

昭和日日新聞一九六一年一月六日(一石)

(判例研究) 定刻より三時間後開催した総会の効力(水戸地裁
下妻支部昭三五・九・二〇判決、判例時報二三八号二九頁)

昭和日日新聞一九六一年一月二七日(一石)

(判例研究) 前提となる決議の瑕疵を理由として決議取消の訴
を提起するには、前提決議の取消をも求めておかなければな
らないか(水戸地裁昭三五・九・二〇判決、判例時報二三八

号二九頁) 昭和日日新聞一九六一年二月三日(一石)

(判例研究) 株式の払込がないと認められた見せ金の一事例(東
京地裁昭三五・一一・一一八部判決、判例時報二四六号四
九頁) 昭和日日新聞一九六一年二月八日(一石)

(判例研究) 商法二七〇条に基づく取締役の職務執行停止、代
行者選任の仮処分ある場合とその取締役解任を目的とする総
会招集申請の可否(水戸地裁下妻支部昭三四・一〇・二一決
定、判例時報二〇八号六一頁)

昭和日日新聞一九六一年二月一日(一石) (School of Law)

(判例研究) 退任登記のない取締役のした訴取下げの効力(東京地裁昭三四・一〇・一〇民四部判決、判例時報二〇八号六五頁)

一九六七年

昭和日日新聞一九六一年二月二四日(一石)

There's More to Comparative Law than Mere Comparison of

(判例研究) 出席株主の資格審査—宛名入封筒による判定(甲府地裁昭三五・六・二八判決、判例時報二二七号三〇頁)

Similar Codes

昭和日日新聞一九六一年三月八日(一石)

University of Washington School of Law Yearbook '67

(判例研究) 合併決議に取消事由があることを理由としてその決議の執行停止の仮処分を認めた事例(甲府地裁昭三五・六・二八判決、判例時報二二七号三〇頁)

一九七三年

昭和日日新聞一九六一年三月一七日(一石)

Sample Moot Court Argument

新聞「関大」二月一日五日

M. D. Rombauer, Legal Problem Solving: Analysis, Research

緑の会一五期生論文集四号

and Writing, 2nd ed. (West)

一九六三年

一九七四年

アメリカ法学界の一断面

多国籍企業と世界の発展(法学会記事)

法学研究の能率化のために

北大法学論集一四巻四号

一九六四年

一九七五年

The Japanese View on Khrushchev's Retirement and Red China's

各国法の発想を学ぶ中で批判的思考力を(全国大学ゼミナール

Atom Test

紹介)

法学セミナー一三三七号

Condon Commentaries, Vol. 2, no. 2 (Univ. of Washington

一九七六年

(論壇) 「法の支配」の精神とフォード親書―世論による裁判への反省素材として―
北海道新聞三月二一日

一九七八年

日米比較契約法(私の試験問題から) 法学セミナー二七四号
平和の探究と国際秩序の矛盾 北大学生新聞九月一日

一九七九年

(座談会) 国際化時代の法律学(秋場準一他と)

(論壇) 「北方領土」国際管理の提唱―偏狹な国家意識捨てよ―
ジュリスト六八一号
北海道新聞一月一五日

(論壇) 成長の限界感覚の弊害―資源有限思想の後退性―

(論壇) 国際新秩序へ道示せ―今こそ憲法の誓い新たに―
北海道新聞四月三〇日

(論壇) 新たな国際通貨体制の芽生え―希望の灯をともしよ―
北海道新聞八月二七日

R代替勘定構想―

北海道新聞一―月五日

一九八〇年

(論壇) はんらんする独断的正義―貴重な国連の無力性―
北海道新聞三月三一日

(論壇) バンドン精神再確認を―注目されぬ南北問題―
北海道新聞六月二日

随想・速読のすすめ
(インタビュー) 新国連国際商取引法委事務局長(クローズアップ欄)
法学教室創刊号

(インタビュー) 大学から国連へ転身の曾野和明(ひと欄)
朝日新聞一〇月一七日

(インタビュー) 国際商取引法の将来・UNITRAL新事務局長にきく
NBL二一八号

一九八一年

El Trabajo de la Comision de las Naciones Unidas para la Unificacion Internacional del Derecho Mercantil Durante
1979-1980

I. Arroyo (Ed.), Anuario De Derecho Maritimo, Vol. 1
(Barcelona)

ILA一九八〇年ベオグラード大会報告「新国際経済秩序の法

「の側面」及び「国際通貨法」

国際法外交雑誌八〇巻四号

私の関西大学

『81大学』（関西大学）

一つの会期を終えて一人を信じ、あせらず忍耐強く

新聞「関大」七月一日

一九八四年

El Trabajo de la Comision de las Naciones Unidas para la Uni-

fication Internacional del Derecho del Comercio Internacional

I. Arroyo (Ed.), Anuario De Derecho Maritimo, Vol. 2

(Barcelona)

(インタビュー) UNCTRAL/EFTスタディグループ

によるEFTの法的課題についての研究(この人に聞く)

銀行実務一九八四一五号

“John O. Honold”

University of Pennsylvania Law Review, Vol. 132 (June)

一九八五年

支払決済システムにおける今後の課題(アンケート)

金融ジャーナル一九八五一一号

一九八六年

EFTへの国際的対応(一言多言) 金融法務事情一一七号

私と関大(母校)

新聞「関大」一〇月一日

一九八七年

ILA一九八六年ソウル大会報告「国際通貨法」

国際法外交雑誌八五巻六号

変容する国際政治の中に生きる UNCTRAL - 国際取引法の

delocalization に向けて(法学会記事)

北大法学論集三七巻四号

世界の新しい原点と社会科学(研究紹介) 北大時報四〇五号

一九八八年

ILA一九八八年ワルソー大会報告「国際通貨法」及び「経済

的統合モデルとしての単一欧州市場」

国際法外交雑誌八七巻五号

国際取引法統一活動の最近の傾向とウィーン統一売買法(一九

八〇年国連条約)の意義

昭和六十二年度文部省科学研究費研究成果報告書

一九八九年

縦割り社会と国際交流

Plaza No. 23 (札幌国際プラザ)

本浪先生の初講義

『本浪章市先生送別文集』(関西大学法学会)

一九九〇年

領域主権と国際通貨金融体制―社会科学の基盤の変化―(法学

会記事)

北大法学論集四一巻一号

荒木先生と大学院専修コース

『追悼・荒木俊夫』(北大政治資料室内追悼文集刊行会)

一九九一年

IL A一九九〇年クイーンズランド大会報告「経済的統合モデルとしての単一欧州市場」及び「国際通貨法」

国際法外交雑誌八九巻六号

国際売買条約の現代的意義について(報告要旨)

明治学院大学法律科学研究所年報一一号

地球村と関大大学院

関西大学博修士会会報平成三年号

機関紙「関大」と私 新聞「関大」一九九五年一〇月一五日

一九九二年

IL A一九九二年カイロ大会報告「国際通貨法」

国際法外交雑誌九一卷五号

一九九六年

鈴木竹雄先生とUNCITRAL

『鈴木竹雄先生追悼文集』(商事法務研究会)

一九九三年

国際通貨基金の一隅でみる世界―ワシントンから北大への思いをこめて―(海外リポート)

北大時報四六七号

一九九七年

IL A一九九六年ヘルシンキ大会報告「国際通貨法」及び「グ

ローバル化した金融システムにおけるリスクの管理と処理」

国際法外交雑誌九五巻六号

星野英一「金融法と基礎法学の研究」(法学会記事)

北大法学論集四七巻六号

世界の変化への適応に取り組む国際法協会

学術の動向(日本学術会議ニュース)一九九七・四号